

公立大学法人和歌山県立医科大学

年度計画

【平成24年度】

和歌山県立医科大学



目 次

第1	年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	
1	年度計画の期間	1
2	教育研究上の基本組織	1
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
2	研究に関する目標を達成するための措置	4
3	附属病院に関する目標を達成するための措置	5
4	地域貢献に関する目標を達成するための措置	6
5	国際交流に関する目標を達成するための措置	7
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1	法令及び倫理等の遵守並びに内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	7
2	人材育成・人事の適正化等に関する目標を達成するための措置	7
3	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	7
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1	自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	7
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	8
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	8
第5	自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	8
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	8
第6	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	
1	施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	8
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	9
3	基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置	9
第7	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	9
第8	短期借入金の限度額	9
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	9
第10	剰余金の使途	9
第11	その他	
1	施設及び設備に関する計画	10
2	人事に関する計画	10
3	積立金の使途	10
	(別紙) 予算、収支計画及び資金計画	11
	(別表) 教育研究上の基本組織	14

－年度計画記載上の注意事項－

番号設定

年度目標の項目の細列は、次のような順序を用いている。

第1	1	(1)	ア－a
第2	2	(2)	イ－b
第3	3	(3)	ウ－c

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

別表に記載する学部、研究科及び専攻科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

〈学部教育〉

ア 入学選抜試験の形態、その試験・面接の成績とその後の各年次における成績との関連を追跡調査し、学部課程における成績を推測する入学時の要因を解析する。

〈医学部〉〈保健看護学部〉

イ 大学説明会やオープンキャンパス、出前授業等を通じて本学の教育方針や教育環境、取組等の周知に努めるとともに、ホームページを通じて広報を行う。

また、県高等学校校長会と懇談会を実施する。〈医学部〉〈保健看護学部〉

ウー a 1年次から患者及び家族と触れ合い、精神的・肉体的弱者の心に共感できる能力を育成するとともに、習得したケアマインド、コミュニケーション能力を和歌山県内の多種多様な施設の体験実習を通して体現させる。〈医学部〉

ウー b 医療人として必要な倫理観、コミュニケーション、ケアマインドを育成するために、早期体験実習、GP（Good Practice：優れた取組）継承事業（特別実習）で参加型実習を体験させる。〈保健看護学部〉

エー a PBL（Problem based learning：問題解決型授業）/チュートリアルを1年から4年まで継続的に導入するとともに、実習や演習を通じて問題解決型能力を育成する。また、臨床実習において国際基準に準拠した臨床参加型実習の充実を図る。

〈医学部〉

エー b 教育課程に「教養と人間学の領域」を設け、人文学、社会科学、自然科学などの幅広い教養を身に付け、豊かな人間性及び優れたコミュニケーション能力を育成するとともに、主体的に学習する能力、問題解決能力、総合能力を養うため、少人数による学習を行う。〈保健看護学部〉

オー a 医師国家試験合格率全国上位を目指すため、進級試験、卒業試験の精度管理を行い、適正な修学評価を行う。特に、卒業判定においては国家試験合格のレベルに達しているかを含め総合的な判断を行う制度を確立する。各分野の修学レベルを均てん化するために共用試験における分野別の得点率から教育内容を検討する。

〈医学部〉

オー b 国家試験合格率 100%を引き続き維持するため、担任及びゼミ担当教員を中

心に学習支援を行う。〈保健看護学部〉

カ 医学部・保健看護学部との共通講義や実習等を通じて、他職種の重要性の認識や、協調・連携能力を育成する。

また、講義や実習などを通じて、医療安全、人権、死生観に配慮できる能力を育成する。〈医学部〉〈保健看護学部〉

キ 医学部において、和歌山県内の広範な施設における実習等を通じて地域医療を理解する教育を実践する。保健看護学部においては、保育所、小・中学校、企業等における実習によりライフステージの全課程の学習を深めるとともに、GP継承事業(特別実習)を行う。

また、医学部と保健看護学部において早期体験実習を一部合同で行う。
〈医学部〉〈保健看護学部〉

ク 救急・集中治療部や学外実習において総合的臨床能力を育成するとともに、臨床研修医を含めたチーム医療による教育体系を構築するための準備を開始する。

〈医学部〉

ケ 共通講義や多職種間教育を充実し、臨床実習においてチーム医療に参加できる体制を整えることで、卒業後にチーム医療に円滑に移行できるようにする。〈医学部〉

〈保健看護学部〉

コ 卒業生の教育などについて検討するために附属病院看護部と話し合いの機会を設ける。〈保健看護学部〉

サー a 成績評価の精度管理を行い、担当教員にフィードバックすることにより適正な成績評価が行えるような制度を整える。また、成績評価のためのファカルティ・ディベロップメント (Faculty Development：大学教員等の能力を高めるための実践的方法) を行う。〈医学部〉

サー b 講師以上の教員で構成する教授会において、進級、卒業の判定を審議する。
〈保健看護学部〉

<大学院教育>

アー a 共通教育科目に加え、学内外を問わず生命倫理や一般科学に精通した専門家による講義を実施する。〈医学研究科〉

アー b 学生個々の関心に対応した選択ができるように、共通科目と健康科学領域、基盤看護学領域、生活・地域保健学領域で 40 以上の授業科目を開設する。

〈保健看護学研究科〉

イー a 共通講義及び特別講義により各講座の枠を越えた教育を行う。〈医学研究科〉

イー b 地域医療に貢献できる教育、研究者を育成するため、博士課程の開設に向けて申請を行う。〈保健看護学研究科〉

ウー a 大学院生も対象となる研究助成制度の紹介を行うとともに、学会の開催情報を積極的に周知する。〈医学研究科〉

ウー b 博士課程申請時には、学生に対し、学会での発表や研究助成金の獲得、国際的学会誌への論文発表を奨励していることを明示する。〈保健看護学研究科〉

エー a 問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、所属教室による指導に加えて共通講義や特別講義を行い、専門知識や技術の修得を図る。

また、修士課程では論文公開発表会、博士課程では研究討議会を開催し、能力の向上を図る。〈医学研究科〉

エー b 問題発見能力及び解決に至る企画立案能力を養うため、担当教員による指導に加え、共通科目での教育を行う。

さらに研究計画発表会や論文公開審査を開催する。〈保健看護学研究科〉

オー a 教育研究目標及び研究指導目標を記載した「大学院学生要覧」に基づき研究指導を行うとともに、幅広い分野から講師を招いた特別講義を実施する。

また、教育方法の改善に向けた検討を行う。〈医学研究科〉

オー b 研究に対する教育目標を明確に記載したシラバスに基づきながらも、各個人に対応した特徴のある研究を行えるよう指導する。

また、情報交換あるいは教育方法の改善のためにファカルティ・ディベロップメントでは幅広い分野から講師を招く。〈保健看護学研究科〉

カー a 優れた研究及び専門能力を有する者を選定し、名誉教授会賞に推薦する。〈医学研究科〉

カー b 修士論文について、学会への投稿を積極的に行う。優れた研究については名誉教授会賞に推薦する。〈保健看護学研究科〉

〈専攻科教育〉

ア 助産師として必要な教養、倫理感及び問題解決能力を育成するため、20以上の授業科目を開設する。

イ 助産師として必要な知識・技術を主体的かつ意欲的に学習する機会として、演習や研究などの教科を開講する。

ウ 講師以上の教員で構成する助産学専攻科委員会において、入学、進級、実習及び卒業の判定を審議する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

アー a 教育の方法、実習形態の変化に適応した教務分担を行い、実習の質の改善により国際基準に適合できるような体制をつくる。〈医学部〉

アー b 臨地実習の充実を図るため、附属病院の実習担当者との会議を開催するとともに、実習指導体制を整備する。〈保健看護学部〉

イ M.D.-Ph.D. コースなど多様な履修形態の導入に向けた検討を行う。〈医学部〉
〈医学研究科〉

ウ 学生用図書の実質に重点を置き、蔵書構築に努める。

また、教員・院生等が利用する電子ジャーナルへの対応として、前年度購入タイトル数の維持を目指す。

エ 医学に関する書物など複製版資料の館内展示を検討する。また、館内利用者に対する雰囲気作りに気を配り、絵画等の展示も併せて検討する。

オー a 授業方法の第三者評価を行い適正に評価するとともに、優れた教員を顕彰することで、教育に対する積極的な姿勢を促す制度を確立する。〈医学部〉

オー b 教育方法と教育者の資質向上を図るためにFD（ファカルティ・ディベロップ

メント) 委員会による研修会や教育方法改善のための講演会の開催、教員相互の授業参観や授業評価等を行う。

さらに学生による授業評価を行う。(保健看護学部)

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

アー a 学年ごとの意見交換等をカリキュラムに組み込み、担任制の充実を図る。
(医学部)

アー b 教員が学生からの相談を受けるためのオフィスアワー制度を実施するとともに、学生に対するカウンセリングを行う学生相談を実施する。(保健看護学部)

イ ホームページ等を活用し、大学、大学院の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。(医学部) (保健看護学部)

ウ 社会人大学院生の研究環境に対する支援として、保健看護学研究科においては昼夜開講制及び長期履修制度を実施し、医学研究科においては長期履修制度を継続するとともに、e-ラーニング用のアーカイブファイルを提供する。

また、T・A (Teaching Assistant : 授業助手) 制度による経済的支援を行う。
(医学研究科) (保健看護学研究科)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び成果等に関する目標を達成するための措置

ア 先端医学研究所を核とした研究活動を推進するとともに、がん治療をはじめとするさまざまな分野での研究を推進する。

イ 教員一人当たりの英語原著論文の割合を増加させる。

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 「がん」、「先端医学」等の分野において、プロジェクトの進捗状況に合わせ、研究体制等を強化する。

イ プロジェクト発表会の開催、審査結果の公表など透明性の高い選考を行うこと等により、学内公募を経た優れた学術研究への助成を行い、その成果を学内に広く公表することでより一層研究の推進を図る。

また、次世代を担う若手研究者を顕彰することで研究者の質を向上させ、研究体制の充実強化を図る。

ウ 治験を実施する医師のモチベーションを高め、治験の推進を図る。

エ 知的財産権管理センターの体制強化を行い、学内における啓発活動を推進する。

オ 共同利用施設の研究機器の導入・更新を計画的に進めるとともに、先端医学研究所に研究部門(病態制御学研究部)を新設する。

カ 横断的で優れたプロジェクト研究を推進するため、補助金の適正かつ有効な執行を行う。

3 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 医療の充実及び実践に関する目標を達成するための措置

- アー a がんの診療体制を充実し、診療活動の改善につなげる。
- アー b 和歌山県がん診療連携協議会活動を充実し、がん対策の推進を図る。
- アー c 院内がん登録について、平成 23（2011）年の罹患統計を本学のホームページに掲載し、公表する。
- アー d 地域がん登録事業について、県と連携し、がん対策推進に役立てる罹患データの蓄積を行う。
- イー a 総合周産期母子医療センターを本格的に稼働させ、リスクの高い妊婦や新生児を受け入れるための診療体制を構築する。
- イー b 子ども達や家族が安心して入院できる専門病棟の整備を、平成 23 年度に策定された基本設計に基づき実施する。
- イー c オーバーナイトベッドのより良い運用体制を構築するため、県との連携を強化する。
- ウ かかりつけ医や地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携を目的に事例検討会を行う。
また、研修会や協議会を開催し、県内の認知症に対する保健医療水準の向上を図る。
- エー a 登録医制度を推進し、地域医療機関等との連携強化、医療機能の分化に務める。
- エー b 地域医療連携室を中心に、地域の病院・診療所との連携方策を構築するとともに、地域医師会の実施する「ゆめ病院」に運営参画し連携強化を図る。
また、地域医師会への情報提供として、『紀北分院通信』で分院の活動内容を発信する。（紀北分院）
- オ 備品整備委員会の方針に基づき、医療機器を更新する。
- カー a 医療情報システム改修の要望について、医療情報システム部会での方針に基づき対応を行う。
- カー b 医療情報システムのログインについて、原則として全職員を指静脈認証のみの運用に変更する。
- キー a 安全な医療を提供するために、部門間のさらなる連携を強化する。
- キー b 初期研修医の技術教育の向上に努める。
- キー c 医療従事者の BLS（Basic Life Support：一次救命処置）教育の向上を図る。
- キー d 病棟担当薬剤師との連携を図り、薬剤の安全管理を強化する。
- キー e 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等の連携を高め、院内感染制御の体制強化を図る。
- キー f 院内ラウンドの充実化を図り、感染制御を強化する。

- キー g 院内の薬剤投与状況、耐性菌出現状況の監視を強化し、適切な指導を行う。
- キー h リスクマネージャ会議及び医療安全推進委員会を中心に、医療従事者の医療安全意識の向上に向けた研修を実施する。
また、医療安全に関するマニュアルを整備し、医療安全の充実を図る。(紀北分院)
- ク 医療サービスにおける患者視点からの課題等の把握を行う。
- ケ 附属病院本院及び紀北分院の職員交流を行う。

(2) 地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置

- ア 津波による浸水被害に対応できるようマニュアルの見直しを行うとともに、食料等の備蓄を進める。
- イ 内科系・外科系の医師当直体制を充実し、病院群輪番制当直体制への参画を中心として、一次・二次救急の受入体制を整備する。(紀北分院)
- ウ 各診療科の講演会の開催により、専門的な情報発信を行う。
また、登録医制度や地域連携パスの推進により、地域の医療機関との役割分担と連携を一層強化し、医療水準の向上に貢献する。
- エー a 県内の公的病院と協議しながら、県民医療卒の卒後 9 年間のプログラム作成を行う。
- エー b 保健看護学部の教育において、救急医療、へき地医療等の状況を体験するため、県内の医療施設において GP 継承事業（特別実習）を行う。
また、災害医療を体験するために附属病院の災害訓練に参加するとともに、災害ボランティアなどの参加を奨励する。

(3) 研修機能等の充実に関する目標を達成するための措置

- アー a 指導医講習会を実施し、県内公的病院の指導医を育成するとともに、県内公的病院全てで臨床研修を実施できるようプログラムを整備する。
- アー b 内科を中心とした総合診療を充実するとともに、脊椎ケアセンターを含めたチーム医療の実践を通じて、地域医療研修の充実を図る。(紀北分院)
- イー a 臨床の実践能力向上を図るため、看護師の継続教育の充実を図る。
- イー b 医師、看護師をはじめとする医療従事者合同での AED 救命措置、移送等の実習を行う。(紀北分院)
- イー c 救急医療、緩和ケアなど地域医療の充実を図るため、医療従事者に対する研修を実施する。(紀北分院)
- イー d 看護師、薬剤師、理学療法士など医療専門職員養成学校からの教育・研修の受入を行う。(紀北分院)

4 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ア 「最新の医療カンファランス」のテーマを工夫し、参加者にとっての魅力を高めるとともに、地域医療関係者に対するカンファランスを継続実施する。
- イー a 教員による出前授業の実施及び公開講座の開催を推進するとともに、地域医療への関心を高めるため地域医療支援センター教員による中・高校生を対象とした出前

講座を開設する。

イー b 医師等による出前講座を企画し、地域からの招聘に応じる。
また、院内で医師等による健康講座を定期的を開催する。(紀北分院)

ウ 学外研究者や産業界との産官学連携を推進する。

5 国際交流に関する目標を達成するための措置

アー a 学生の海外留学を推進するとともに、派遣する学生の語学力の向上を図る。

アー b 若手研究者に対し、海外派遣支援を行う。

イ 海外の大学と学術交流、学生交流を計画的に実施する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 法令及び倫理等の遵守並びに内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

ア 学内会議を活用し、経営、教育、研究に関する意思疎通、情報交換並びに課題への共通認識を徹底する。

また、理事長直下の経営管理体制の強化を図る。

イ 監査室による定期監査・臨時監査の実施、無通告検査の強化、科学研究費等関係職員研修、全職員を対象とする法令遵守に関する研修並びに取引業者を対象とする業者説明会を開催し、本学における不正防止、法令遵守体制推進の強化を図る。

2 人材育成・人事の適正化等に関する目標を達成するための措置

ア 全職種の職員について評価制度を確立する。

イ 育児代替教員制度の周知徹底を図る。

ウ 他機関との人事交流を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

教職員の能力開発、向上及び専門性等の向上に資するため、法人独自の研修を計画的に実施する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

アー a 効率的な病床管理、病病・病診連携の推進等により、外来患者の増加を図るとともに病床利用率の向上(対前年度比2ポイント以上)及び平均在院日数の短縮を目指す。

アー b 患者のニーズに応じた診療体制を確立するため、診療科の新設を検討する。

アー c 適切な経営分析を行うとともに、各種の対策を講じ、医業収入の増加につなげ

る。

ア－d 地域の医療ニーズに応じて外来診療を実施する。(紀北分院)

ア－e 救急対応ベッドを確保しながら、前年度を上回る病床利用率を目指す。
(紀北分院)

イ－a 平成24年度診療報酬改定に伴い、診療報酬精度調査を実施して、診療報酬の請求状況を調査・分析し、改善事項について研修会等を通じて職員に周知・指導を徹底する。

イ－b 診療報酬制度の研修を実施し、医療従事者の制度熟知を高め、適正な診療報酬請求を行う。(紀北分院)

ウ－a 共同研究・受託研究を支援する体制を整えるとともに、本学の保有する研究シーズについて広報し、外部資金の獲得を図る。

ウ－b 科学研究費補助金等各種研究資金に関する情報収集や提供及び書類作成支援を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

ア 契約方法及び業務の外部委託等の見直しを不断に行い、毎事業年度の予算で設定する節減目標を踏まえて、管理経費、診療経費を効率的、効果的に執行する。
また、教職員に対して経営概念をもって経費の節減に努めるよう、より一層の意識啓発を行う。

イ 医薬材料費の診療収入比率について対前年度比0.2ポイントの改善を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

収支計画を確認しながら、適切な資金運用を行う。

第5 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

a 医療を提供するための基本的な活動(機能)や安心・安全、信頼性の現状を把握し、必要に応じて改善することにより、平成24年度中に公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価 Ver. 6.0 について、認定を得る。

b 本学の大学評価に係る現状を把握し、大学の質の向上に向けた取組を推進する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

研究や診療等での成果を積極的に情報提供する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

ア 建物・設備の老朽化、劣等化を検証のうえ、施設設備の整備計画等を策定し、今後の投資額を積算する。なお、施設設備の整備計画を策定するにあたり、県との費用負担のあり方を踏まえ、資金調達の方法、効率的、効果的な整備手法を検討する。

また、「地域医療支援総合センター（仮称）」については、基本・実施設計を完成し、新築工事に着手する。

イ 建物・施設の点検を行い、施設管理計画を策定するとともに、医療機器の更新計画を策定する。（紀北分院）

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

危機管理体制を整備し、災害対策本部等の組織の見直し等を図る。

3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

ア 全学人権同和研修の全職員参加を目指す。

イ ハラスメントの相談体制の周知を図るとともに、ハラスメントに関する研修を実施する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の額 20 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第 1 1 その他

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 地域医療総合支援センター （仮称）整備	総額 2,581	補助金等収入 537
・ 医療機器等整備		長期借入金収入 600
・ IMRT 関連機器整備		目的積立金取崩収入 1,014
・ 小児センター（仮称）整備		その他 430

2 人事に関する計画

- ・ 全職種の職員について評価制度を確立する。（再掲）
- ・ 育児代替教員制度の周知徹底を図る。（再掲）
- ・ 他機関との人事交流を行う。（再掲）

（参考）平成 24 年度の人件費見込み
14,258 百万円

3 積立金の使途

前期中期計画期間中に生じた積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・ 地域医療支援総合センター（仮称）整備
- ・ その他、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善

(別紙)
予 算

平成 24 年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	4,082
自己収入	24,717
授業料及び入学金、検定料収入	682
附属病院収入	23,693
雑収入	341
産学連携等収入及び寄附金収入	1,092
補助金等収入	1,092
長期借入金収入	600
目的積立金取崩	1,014
計	32,599
支 出	
業務費	27,691
教育研究経費	3,441
診療経費	23,803
一般管理費	446
財務費用	27
長期貸付金	13
施設整備費	2,581
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,092
長期借入金償還金	1,192
計	32,599

※ 表中における計数は、それぞれ切り捨てによっているので、合計とは一致しない場合がある。

収支計画

平成 24 年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	30,737
経常費用	30,737
業務費	28,488
教育研究経費	1,003
診療経費	12,744
受託研究費等	482
役員人件費	69
教員人件費	5,701
職員人件費	8,487
一般管理経費	377
財務費用	27
雑損	—
減価償却費	1,843
臨時損失	—
収益の部	30,871
経常収益	30,871
運営費交付金収益	4,052
授業料収益	558
入学金収益	100
検定料収益	12
附属病院収益	23,693
受託研究等収益	447
寄附金収益	545
補助金等収益	555
資産見返負債戻入	568
財務収益	1
雑益	336
臨時利益	—
純損失	134
目的積立金取崩額	—
総利益	134

資金計画

平成 24 年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	32,899
業務活動による支出	28,914
投資活動による支出	2,595
財務活動による支出	1,389
資金収入	32,899
業務活動による収入	31,077
運営費交付金による収入	4,082
授業料及び入学金、検定料による収入	682
附属病院収入	23,693
受託研究等収入	447
寄附金収入	645
補助金等収入	1,092
その他の収入	433
投資活動による収入	207
財務活動による収入	600
目的積立金取崩による収入	1,014

※ 「業務活動による支出」並びに「その他の収入」の中には、預り科学研究費補助金 300 百万円を含んでいる。

(別表)

教育研究上の基本組織

平成 24 年度

学部、研究科、専攻科名	学部の学科、研究科の専攻等及び収容定員 (人)
医学部	医学科 540 人
保健看護学部	保健看護学科 328 人
医学研究科 (修士課程) (博士課程)	医科学専攻 28 人 168 人
保健看護学研究科 (修士課程)	地域医療総合医学専攻 構造機能医学専攻 器官病態医学専攻 保健看護学専攻 24 人
助産学専攻科	10 人